

地域史料の保全をめぐる地域住民の意識と学芸員の役割

滋賀・愛知川町史での実践から

豆田 誠路

愛知川町史研究 第3号 別刷

愛知川町教育委員会 町史編さん室

2005年3月

地域史料の保全をめぐる地域住民の意識と学芸員の役割

滋賀・愛知川町史での実践から

豆田 誠路

はじめに

地域にある史料を保全するのは大変重要なことである。なぜなら、例えば現在から過去に栄えた愛知川宿のことを思うと思っても、既にそのことを示す史料がなければ想像しか分らないからである。

このような史料の保全をめぐる議論は主に歴史研究者によってなされてきた。特にここ数年は史料をめぐる市民の意識を問題にしたものが増えてきた。そこでここでは三氏の議論を取り上げ、課題を検討したい。

奥村弘氏は、阪神・淡路大震災後の史料保全活動の中でもっとも意識した問題として、歴史研究者と市民の間にある歴史資料の価値をめぐるズレを指摘している。また歴史資料について、戦後研究者が市民との間でいかなる関係を結んできたかという問題に留意し、研究者は「史料そのものを共有するための努力をそれとして進めていく点では、なお不十分だったのではなからうか。」⁽¹⁾とも述べている。

また大国正美氏も、半世紀の史料保存運動における負の遺

産として「歴史や歴史学をほとんど意識せず日々の生活を送っている市民と、歴史研究者との間の歴史意識や史料に対する認識のずれ」を指摘し、それに対処し解消していかねばならない、としている⁽²⁾。

二氏とともに、史料の価値をめぐる研究者と地域住民の間に認識のズレがあること、また研究者が地域住民に対し史料の価値を共有するための努力を怠ってきたことを指摘しているといえる。

そして芝村篤樹氏は、「資料の保存・活用を考えることは、普通の人々の歴史意識に触れる重要な通路」であり、「歴史学の混迷が語られる今日、人々の歴史意識に触れることは、その再生の出発点ではないか」としている。そして「研究者、資料専門家、市民が、資料の保存と活用のあり方について対等の立場で考えていく必要」があるものの「現状では、それぞれの閉鎖性や不十分さによって、地域資料の保存・活用のある方を考えるネットワークは十分に形成されていません。」と述べている⁽³⁾。

芝村氏は、史料保存の担い手について、市民・研究者の間に資料専門家⁽⁴⁾を含めこれら三者間の関係を強調して論じ

ている。

これら三氏の問題提起から次のことが史料の保全をめぐる課題として挙げられる。それは、史料をめぐる研究者と市民との間に意識のズレがあるという指摘について、資料専門家がどのように認識し、そのズレを埋める為に地域住民と研究者の間を取り結ぶ資料専門家がどのような役割を担うべきか、ということである。

特に資料専門家という立場の役割を重視するのは、戦後の史料保存運動の成果として全国各地に博物館・資料館・文書館など地域史料を保存する機関が充実されたが、それが一方で、地域文書を取り扱う研究者とそれを所有する地域住民との距離を広げたという一面をもつからである。そしてその距離を縮める立場にあるのは、他ならぬ博物館等で地域史料を取り扱う学芸員（芝村氏のいう資料専門家）だからである（もちろん今後も地域住民と研究者が地域史料をめぐる直接関係を持つ場合もある）。

そこで本稿では、芝村氏の提起を受け地域住民・学芸員・研究者の三者の関係を前提とした上で、学芸員が地域住民とのズレをどのように認識し、それを踏まえどのような役割を担うべきかについて、学芸員の立場から論ずるものである。具体的には、滋賀県愛知川町史での実践をもとに検討する。それは、自治体史編纂事業が地域での史料所在確認調査を通じて地域史料の保全の現状を悉皆的に確認できる機会をもつからである（5）。

なお、本稿で使用する用語について予め規定しておく。「地

域」とは、その地域を論じる主体が念頭に置いている領域（集落誌ではその当該集落、自治体史ではその当該自治体、博物館・資料館・図書館などではその設置母体が所管する領域）及びその領域の住民と生活に関わる範囲をいう。そして、その領域に関わる文献史料及び関連文献を「地域史料」とする（6）。

一 地域住民の地域史料に対する意識

さて、地域の住民は地域史料に対しどのような意識をもっているのだろうか。これを探るためには、自治体史が文書等を調査・収集する機会に焦点をあてるのがよいであろう。そこで、まず当町史では文書をどのように収集しているのかを明らかにし、その過程で地域住民の地域史料に対する意識を確認してみたい。

所在確認調査の方法 推進委員・古文書アンケート

町史の執筆に必要な史料には、都道府県や市町村などの行政文書や、寺社・自治会・個人・団体等が所蔵する文書などがある。このうち、寺社・自治会・個人に所蔵されている文書群の所在を確認する為に、当町史では町史編纂さん推進委員の設置と「古文書に関するアンケート」の配布を行なった。

町史編纂さん推進委員とは、町史編纂さん事業を進める過程で、調査をスムーズに進めたり資料の流出などを防ぐために置いているもので、町内にお住まいの方から約四〇人を委嘱して

いる。他の自治体で「協力員」などの名称で設置されているものに相当する(7)。「これまで」「古文書に関するアンケート」の実施、各行政区内の資料情報の提供、調査に関する随行などに協力いただいている。地域住民に近いとされる市町村であっても、各集落で活動する為にはこの推進委員から集落や文書に関し有力な情報を教えていただく場合が多い。

「古文書に関するアンケート」(資料)は、町史編さん室が各行政区ごとに全戸に配布した。これは、町民(全戸)が古文書をどの程度持っているかを把握する為であった。

アンケートの配布・回収は次のような手順が多かった。

町役場から各自治会の区長に文書を配布するルートがあり、アンケートもこのルートにのせて配布した。区長の手元に届いたそれは、各自治会の中の「組」の組長を通じて全戸に配布される。配布した文書は概ね一〜二週間の回収期限を用意している。そして、その期限以降に配布したルートの逆で、組長を通じて回収され区長や町史編さん推進委員の手元に戻され、それを町史編さん室員が回収するか届けていただくという流れである。

配布したアンケートには、七つの質問事項があり、それに簡単に答えていただくためチェックボックスを用意した。またそのチェックボックスでは答えられない場合や、町史編さん室にコメントを寄せていただく箇所として「通信欄」を設けた。

江戸時代の文書類や明治期以降の文書類について問うもの(・・)、所在する場合におけるそれらの取扱いについて問

うもの(・・)、家の建てられた時期(・)、蔵や古い倉庫の所在(・)、相談方法(・)などを問うた。を問うたのは、建て替え前であれば古い文書がある可能性を意識した。また蔵なども文書群のある可能性の高いものとして当初から意識した。

この「古文書に関するアンケート」について、私は町民による古文書の所在に関する自己申告制度と位置づけている。したがって、このアンケート一枚ですぐに古文書等が収集できるといふものでない。ただ、この結果をもとに町史編さん推進委員の協力を得ながら史料調査を始めるきっかけとして、また町史編さん事業が始まっていることを町民に告知するものとして、意味のあることだと考えている。その後芋蔓式に史料調査を進めるのである。

文書が「ない」理由 アンケート「通信欄」から

このアンケートの通信欄に寄せられるコメントの中には、生活者の地域史料に対する意識に迫るものがある。そこで、通信欄にあったコメントから文書が「ない」理由を抽出して挙げてみよう。

コメントを内容で分類すると、家の建て替えに伴い古いものを処分した(七件)、古い家を購入した際にあったものを処分した(一件)、家が火災にあった(一件)などとなり、家の建て替えが文書を廃棄する重要な契機であることを改めて伺わせる。また「軸などがあったが全部売ってしまい倉庫になにもない。」という事例もあり、古物商などに売られていった

ことも確認できた。

ところが、通信欄のコメントには、こうした回答だけでなく、回答された家が「分家」「分れ家」「新家（シンヤ）」のために文書類はない、という回答もある（二件）。このうち一件は昭和六三年に家を新築して分家したということなので、町史編さんに直接必要な文書類がある可能性は低いと言っているかもしれない。

しかし、江戸時代の中ごろから分家になったという場合もあって注意を要する。実際、明治初年に分家になったという家の方から「私の家は新しいから文書類は何もない。」と言われたことがある。しかし近世以前であろうと近代以降であろうと、その家に所蔵される文書の中に「史料」と呼ぶ可能性があるがあるので、新家だからという理由のみで調査の必要がないとはいえないであろう。

こういうコメントは、町史編さん室で収集したい「史料」が具体的にどのようなものか分からないという町民の反応を表しているといえる。

生活者の意識のありよう

前項から、町民が文書を廃棄する契機や、文書のイメージに対する町民と町史編さん室とのズレを確認した。

それでは、地域の住民が文書を廃棄するのはどのような意識で行なわれるのであろうか。

まず、研究者や学芸員の立場では、家の建て替えの際に文書を廃棄することは「望ましくない」という認識であり、ま

たそれを保管する旧家や蔵があるならば、壊さず残して欲しいと願うであろう。しかし、その当事者に実際にお話をうかがうと、「あなた方は古い家や蔵があるといいというが、古い家のまま建て替えず、周囲の家が新しくなっていくのを見ると、こちらが恥ずかしい。」と言われたことがある。この認識が歴史をほとんど意識せず日々生活を送っている一般の人々、つまり生活者の視点である。つまりこうしたあたりが、史料の保全をめぐる研究者や学芸員と地域住民との間に横たわる、認識のズレということができる。

また家の建替えに伴う掃除の際に不用品は処分・整理される。この時これまで保管されていたものがなくなつた諸品や文書等のうち、金銭的価値のある物は売られ、その価値がない物は廃棄されたり、燃やされることもある。例えばこの中に学術的に貴重な価値を有するものが含まれていたとしても、そこに住民にとっては大事なものと思ってもいないのだから、その点を批判しても何の解決にもならない。

ただ、この廃棄される直前に善意で役場にお電話をいただける場合がある⁸⁾。この時どれだけ資料的価値を想像して家庭から物を保管できるかが、学芸員の力量を試される場であろう。文書やものだけでなく、それらがどのように扱われてきたかをきちんと聞き取り関連する物も保管しておくこと、その情報もきちんと整理しておくことが必要であろう。このように廃棄される直前でどれだけ資料的価値を判断して保存できるかが、日常において学芸員が地域史料を保全する場合に一番の焦点である。

ところで、これまで文書を大切に保管されてきた方が亡くなることも、史料保全の上で危機である。残された文書について、妻も子供もその内容を詳しく知らず大事なものとは思わないとなれば、倉庫等の掃除の際に廃棄される対象となってくる。ただ、その方が生前歴史に興味をもっていることを家族が知っている、生前その方が文書で調べものをする姿をみていた、またその方から生前いろいろ昔の話を聞かされた、という例など、残っている文書の内容が残された家族には分からなくても捨てられず残っていることもある。保管している文書を後代にどれだけ把握して引き継げるかがポイントとなろう。

以上の二例から、歴史研究者や学芸員が地域の住民に対して、所蔵者なのだから文書等をきちんと保存して欲しい、というような淡い期待を抱いているとすれば改める必要があることが分かる。

「文書」と「史料」 歴史研究者・学芸員の文書理解

では、史料の保全に対する歴史研究者や資料専門家の理解についてもう一步話を進めてみよう。これを考える上で東谷智氏のコメントが参考になる⁹⁾。やや長くなるがご紹介する。氏は、襖の下張りにあった文書をめぐる住民と自治体の関係性について二例紹介している。

一例はもともと襖をお持ちの方がその襖を要らないということ、大学の教授個人がいただいたケースである。この場合大学で調査した結果、その下張りに貴重な美術の絵画が描

かれていたことが分かり、個人が図書館に寄託したという。

もう一例は、日野町史での実践例である。この場合は、町史編さん室で調査に立ち会った際、同じく襖の下張り文書が発見されたため、大学で調査しきちんと所蔵者に返還されたという。

氏は、この二例から、後者は「史料」として所蔵者に伝わるようなケースになったのに比べて、前者の場合にももとの所蔵者が置き去りにされたまま「史料」になった点を問題にする。その理由は、所蔵者が史料をもっているのにそれを「史料」だと思っていないからだとする。そして、それを分かるようにするには自治体が住民とのつながりの中で形成されるものだとする。

このように、何が史料か、つまり何を史料として住民（所蔵者）が認識するかということ（氏によれば、史料の「史料化」を問題化したところは、これまでそのような「史料」をめぐる本質的な議論を提起されたことがなかったという点から高く評価できよう）。

ただ、所蔵者が史料をもっているのにそれを「史料」だと思っていないから簡単に譲渡あるいは廃棄するのは問題だという趣旨だとすると、氏の理解には疑問がある。氏は「住民（所蔵者）は何を史料として認識するのだろうか。」と問いかけているが、そもそも住民は何も史料として認識しない、というのが前項を通じての結論である。なぜなら「史料」という言葉は、何か調べたいという個人（機関）にとって必要なものを指すからである。自らの生活を調べたいとは普段意識

しない当事者の住民の目線に立てば、次のように理解できる。すなわち、蔵の中にしまわれている古い書類や民具の類は、いろいろなもの、あるいは保管場所に困った粗大ごみと理解されることも多い。もっと率直に語れば、歴史研究者がどんなに「史料保存」を叫んでも、生活者にとっては文書は「紙くず」であり、民具や土器は「ガラクタ」なのである。

このような生活者の意識を直視した上で史料の保全を考えるべきである。

二 史料保全にむけての学芸員の役割

このように一章では、生活者の文書に対する認識を直視することを重視して検討し、文書等をめぐる学芸員・研究者と生活者の感覚のズレを再確認した。

この結果、地域史料の保全について悲観的にならざるを得ないかというところではない。一章にヒントがみられたが、地域住民が文書を読んで考えどのような内容のものか分かった、という機会があれば理解が広がるであろう。これに応える役割は、研究者も学芸員も同じである。しかし、その中でより学芸員が担うべき役割があると考えられる。そこで、本章では史料保全にむけての学芸員の役割を三つの例から検討する。

調査での一例 「紙くず」から「史料」へ

神社で虫干しをする機会があるから一度見に来ないか、と



し、ビニールシートの上に並べていた。しかし、これらの他に何かないか念のため確認していると、神輿蔵の隅から木箱を見つけ、その中に紙くずのようになった文書の塊を確認した（写真）。

これを一点二点広げ内容を確認すると、明治二六年（一八九三）の字会所文書に「上半季村費勘定帳」という文書などであった。そこで、この文書の塊を整理するため古文書調査合宿を実施することにした¹⁰。作業場所には神社の社務所を提供いただいた。

その結果、明治一八年（一八八五）に村総代が滋賀県令に宛てた「堤防普請御請書」や布達書綴など、近代の戸長役場レベルで事務を遂行する為に作成・収受された文書約二三〇〇点を整理し封筒に入れ、保存箱十数箱に収納できた¹¹。そして最後に、氏子総代の方にこの文書目録を付けてお渡しした。

このように、紙くずを「史料」に変えるべく、地域史料の

町内にある石部神社の氏子総代の方からお電話をいただいた。そこで虫干しが行なわれる梅雨明けの日に神社に向かった。すると、既に複数いる氏子総代の方々が、神輿蔵から卷子装のものや掛け軸、幟といった品々を神輿蔵から出

整理・目録化を継続して実施している。今後も、地域住民の協力を得ながら進めていきたい¹²⁾。

文書整理作業での一例 所蔵者と調査者

先にみたように当室では古文書調査合宿を実施して古文書の整理を行なってきた。しかし、調査場所はその文書が保管されていた場所で行なうことができないことも多い為、町の施設などで整理した上で所蔵者には封筒やラベルで整理された文書を返却し、調査の成果として目録をお渡しするという場合が多い。しかし、所蔵者に目録を見せても具体的にどの文書はどのような内容であるかを確認しないまましまいこむことも見受けられた。そこで、ある宮座の文書を整理する機会があつた時に、合宿の作業場所へ所蔵者をお呼びし、作業風景をみてもらうようにした。それは、調査員がどのようにして文書を整理し目録を作成しているかを実際に知って欲しかったからである。

その文書は、大字愛知川・八幡神社南座の文書である。所蔵者は南座の十人衆の方々に、調査の時には四名が来られた。十人衆の方々は調査員が貸与している文書の一点一点を丁寧に解読しているのを見て驚かれていた。目録を作るこの意味を確認していただいたのである。

しかし、それだけでなく所蔵者の方々と調査者の間で文書の内容について話し合っている光景が見られるようになった。文書の表紙に「神事呼触帳」と書かれていて、これが目録の表題として採れそうである。しかしこれがどのようなもの

か調査員にはピンとこなかった。しかし、作業風景をみていた所蔵者の方から、これは「ジンジヨビ」と読み、「春祭りのヨミヤ（宵宮）の朝に座員（一軒から一人）が顔合わせすること」を指し、それを触れている帳面であることをご教示いただいた。

調査員はくずし字を解読し一般的な時代背景から文書の内容を理解しようとする。しかし、神社で実際に行なわれてきた儀礼に精通して目録を採っている訳ではないので、必ずしも文書にある言葉の意味を理解できない場合があり、その点で十人衆の方から文書の内容を教えていただいたのであつた。

これによって、調査員にとっては理解しているつもりになつていた文書の意味を少しでも深く知りながら目録を採ることができた。また所蔵者の方にとっては、神社の神輿蔵に収めたままの文書群の中に、興味深い文書があることを確認する機会にもなつた（ジンジヨビは既に行なわれなくなったため）。また十人衆の方から神社の神輿蔵に保管用の棚を買うと言つていただき、今後も現地で保管されることになつた。

このように、この調査合宿は調査員に対しては、文書を整理する際にその文書が所在する地域と切り離されがちなことに鑑み、文書を保管してきた所蔵者の方と話しをする機会として設定した。また所蔵者に対しては、文書を整理し目録を作成することの意味を確認いただく機会として設定した。こうした所蔵者（地域住民）と調査員（研究者）の仲立ちをすることが、史料保全に向けた学芸員の役割の一つと考えている。このような機会を今後も意識して作っていきたい。

普及の一例 文書解説とその継続

ある時町内の方から、自分の住んでいる集落の成り立ちについて調べている中で、ある文書を読んでいるが内容が分からないので教えてほしいという電話が当室に入った。

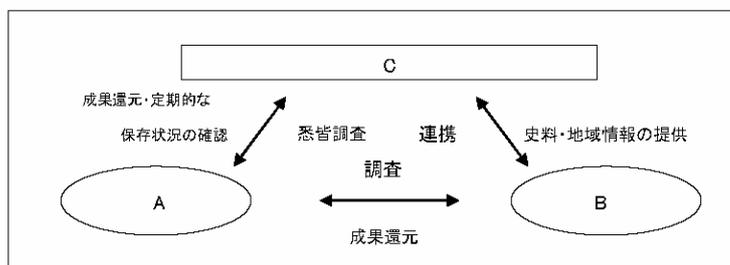
それは明治初年の「候文」であった。幸い、この史料がある報告書に引用されているので、筆耕され点や一・二点が付されているものを入手することができた。しかし、文の切れ目が分かりにくい独特の言い回しや用語にその方は参っているようであった。またその内容を急ぎ知りたいということだった。そこで私は文を口に出して読み、引き続き口語訳し、文意の伝わりにくいところは質問していただいて、内容をお伝えした。その結果その文書から、近世から明治初期に亘り村が何度も分村しようとしてできなかった、という経緯が分かり、その方から「当時の村役人は相当な労力で分村に尽力していたのだなあ」と言っていた。これによって、文書への抵抗感を少しでも和らげることができたように思う。

しかし、その時どんなに共感いただいたとしても、こうした活動も一過性であれば忘れられていくであろう。つまり、不断に文書の内容を説明して、地域の方に「これは大事なもんやから残しとかな（残しておかなければならない）」とか「なんで今まで残してこやんかったんやろ（残してこなかったのか）」と言ってもらえるぐらいにならなければならぬ、とその職務に対する責任を痛感している。言い換えれば、文書を「史料」と呼び保全する必要があると気づいた立場の者は社会に対し「地域の史料は残さなくてはならない。」と発言し

続ける立場にあるのである（13）。

以上のように、文書を「史料化」する為文書悉皆調査及び整理作業を実施すること、調査で判明したことを地域住民に説明し続けること、そして地域住民と研究者が対等の立場で議論できる場を設定することが、史料の保全に向けた第一歩である。

おわりに



A: 地域住民
B: 歴史研究者
C: 地域史料を取扱い、その保全に携わる者
(博物館学芸員・文書館職員・図書館司書・自治体史編さん担当者等)

図 地域史料の調査・保全をめぐる概念図

史料の保全をめぐる歴史研究者の発言を前進させるために、本稿では、彼らが指摘した歴史資料をめぐる研究者と地域住民との認識のズレを改めて確認し、それを踏まえ学芸員がどのような立場にあるべきかを検討してきた。

地域住民の地域史料に対する認識は、「文書」「史料」と前提して史料の保全を考えるとほならないのであつて、歴史研究者や学芸員が所蔵者に対し「所蔵者なのだから文書等をきちんと保存し

て欲しい」というような期待はすべきでないことを明らかにした。それは、文書を「史料」と呼び保全する必要があると気づいた立場の者が、不断に社会に問いかけ続けなければならぬものであることを示している。

そういう意味で、保全をめぐって歴史研究者も学芸員も常に問い続けるべき立場にあるが、特に住民に近い学芸員が果たすべき役割は次のとおりである。

すなわち、文書を「史料化」する為文書悉皆調査及び整理作業を実施すること、調査で判明したことを地域住民に説明し続けること、そして地域住民と研究者が対等の立場で議論できる場を設定すること、などである。これら地域史料の調査・保全をめぐる三者間の関係を図で表し纏めとしたい。

そうした史料保全への地道な取り組みは、地域の方が自らその地域の歴史を記したい、といった集落誌の動きと連動し、地域で「史料」を保全していく素地になるのではないか¹⁴⁾。このように今後は地域史料を生んだ地域と離れず考えることを重視していきたい。

註

(1) 奥村弘「史料保全活動から見た現代都市社会の歴史意識と歴史学の課題」(『日本史研究』四一六、一九九七年)

(2) 大國正美「生活者の歴史意識と史料保存」(『日本史研究』四一六、一九九七年)

(3) 芝村篤樹「地域資料の保存と現代歴史学の課題」(『歴史科学』一七七、二〇〇四年) 九〜一〇頁

(4) 芝村氏がいう「資料専門家」とは、前後の文脈から「博物館や文書館などで働く人々」を指すとみられる。ただ、地域史料の保全に携わる担い手は博物館学芸員や文書館職員だけでなく、地域資料を所蔵する図書館の司書や自治体史編纂事業に従事する担当者なども想定され多様である。そこで筆者自身が町史編纂さん事業に従事する学芸員という職名であることに基づき、本稿では地域史料の保全に関わる担当者に学芸員という用語を用いる。

(5) (2) 文献の中(九六頁)で、大國氏は兵庫県宝塚市を事例に、史料調査の「金字塔」が戦後すぐに行なわれた近世庶民史料調査委員会の史料調査だったというそれまでの評価に対し、市史編纂事業の方が「金字塔」だとする。それは、市史編纂事業での史料調査の方が漏れなく悉皆調査し古文書を多数確認したからであるという。本稿は、このような議論を考慮し、自治体史編纂の立場から史料の保全のありかたを検討するものである。

(6) 本稿では筆者の力量から、地域史料の範囲を地域に所在する文献史料及び関連文献に限定している。具体的には、都道府県や市町村などの行政文書や、寺社・自治会・個人・団体等が所蔵する文書、関連文献である。これは既に埼玉県地域史料保存活用連絡協議会が規定した「地域史料」(行政文書・諸家文書・団体文書・地域文献・地域情報)と同じものである(『地域史料の保存と管理』埼玉県地域史料保存活用連絡協議会、一九九四年、一五〜一六頁)。したがって、本稿では地域に所在する考古資料や民俗資料などをこの範疇に含めない。

(7) 国安寛氏の報告では、「町村内各集落に人望があり情報をもつていて」情報を事務局に提供してもらおう役割を担っている方を「協力員」としている(国安寛「自治体史編纂の立場から」『秋大史学』四〇、一九九四年、六五頁)。

(8) こうした家の建て替えに伴う処分の時期に、「何か必要なものがあるか。」と役場に電話をいただくことがある。日常において史料を廃棄から防ぐ重要な機会でも対応している。しかし、このように対応できる体制を恒常的につくる必要がある。

(9) 東谷智「史料保全をめぐる住民と自治体の関係性についてー京都造形芸術大学歴史遺産研究センターの活動と自治体史編纂に関わってー」(京都民科歴史部会・日本史研究会共催「京都における歴史資料の保存と活用」コメント(平成一六年四月一〇日、於京都薬科大学愛学館二階A二一講義室))。当日配布されたレジュメとコメントを聴いた際のメモをもとに要約した。

(10) 当室では、一〇人前後の調査員に三日間の日程で集まっていた古文书調査合宿を実施している。具体的には予め調査し借用しておいた町内の文書群を整理し目録を作成している。

(11) この石部神社文書の整理方法については、拙稿「古文書調査・整理の理想に向けて」(『愛知川町史研究』二、二〇〇四年、五八頁)で触れた。

(12) この調査は特に神社の氏子総代会長のご厚意により実現した。しかし氏子総代が交代するなどして、やがて文書整理の経緯を知らない方がただ整理された文書保存箱の山と目録を見た

ときに、保管に理解を示していただけるか、という心配がある。最終的に文書を保管されるかどうかは所蔵者如何である。しかし自治体史編纂事業を実施した結果、出版物としての成果はあつたがそこに収められている文書は散逸した、というような本末転倒なことが今後も各地で起きないように、所蔵者のもとに定期的に文書群の現状を確認するということは編纂事業を実施した自治体の役割であろう。

(13) 阪神・淡路大震災によつて被災した、廃棄・散逸の危機に瀕した歴史資料の救出・保全を行なう阪神大震災対策歴史学会連絡会(現歴史資料ネットワーク、通称史料ネット)に参加した佐賀朝氏は、その活動に踏み出す動機について次のように述べている(「被災史料救出活動の新展開」『歴史評論』六三三、二〇〇三年)五六頁)。

筆者自身の感覚に照らして言えば、当初は、あくまでも自分が研究を通じて知っている史料の大事さ。史料には、それが失われれば二度と知ることができないかもしれない過去の社会についての情報が含まれている。という認識のレベルで救出活動に参加した(以下略)

氏は、史料を保全しようとする立場の方の動機を率直に発言していると思う。よつて、このような声を地域に届けることも史料の保全にむけての学芸員の役割の一つであると思う。

(14) 渡部幹雄「自治体史編纂さん事業と字誌編さん」(『愛知川町史研究』三、二〇〇五年)

(愛知川町教育委員会 町史編さん室 学芸員)

資料 古文書に関するアンケート（表面）

愛 教 委 編 第 号
平成 年（ ） 月 日

地区 各位

愛知川町教育委員会 町史編さん室
(公印省略)

古文書に関するアンケートについて（お願い）

貴下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

愛知川町教育委員会は、愛知川町の歴史をまとめた本『愛知川町史』（仮称）を刊行するため、平成13年12月に町史編さん室を設置致しました。

現在町史編さん事業の一環として、まず古文書の所在に関するアンケートを順次実施しております。

つきましては、誠にお手数ですが、裏面のアンケート用紙にご記入の上添付の青色封筒に入れて各組長にお渡しいたadakimasuよう、ご協力の程よろしくお願い致します。

なお、本アンケートにご回答いただいた内容に関しましては、プライバシーの保護等、ご迷惑をおかけしないよう十分な配慮を致しますので、宜しく申し上げます。

記

1. アンケート回収日 平成 年 月 日（ ）

2. 回収方法 各組長に回収していただきます。

※なお、各組長の皆様には、ご多忙中のところ誠に恐れ入りますが、アンケート用紙の回収を宜しくお願い致します。

※また、このアンケートに関してご不明な点がございましたら、町史編さん推進委員氏までお問い合わせ下さい。

以上

愛知川町教育委員会 町史編さん室
愛知川町大字愛知川13-2 町民センター1階(中央公民館隣り)
TEL 42-5549 FAX 42-5594
(休室日:月曜・火曜日・祝日)

資料 古文書に関するアンケート（裏面）

古文書に関するアンケート

整理番号
※記入は不要です。

ご住所 _____ 番地 _____

ご氏名 _____ 電話番号 _____

- ① 江戸時代に書かれた、古文書や古地図、掛け軸などお持ちですか？
 - ある。場所もわかっている。
 - 探せば、あるとおもう。
 - 探しても、ないと思う。
 - 以前に探したが、なかった。
- ② 明治から昭和にかけての、日記や家の仕事にかかわる記録、公的な文書、地図、教科書など、お持ちですか？
 - ある。場所もわかっている。
 - 探せば、あるとおもう。
 - 探しても、ないと思う。
 - 以前に探したが、なかった。
- ③ そういった古文書などをお持ちの場合、それらの取り扱いについて、お教えてください。
 - すでに調査・整理が済んでいる。
 - 未整理でなにもしていない。
- ④ 今後の取り扱いに希望がございましたか。
 - 町史編さん室に調査・整理してもらいたい。
 - 町史編さん室で、保管してもらいたい。
 - 処分したい。
 - このままの形で、置いておきたい。
- ⑤ 今お住まいの家は、いつごろ建てられたかご存知ですか？
 - () 年
 - 戦後
 - 明治時代～戦前
 - 江戸時代～それ以前
- ⑥ 今お使いの蔵や倉庫などで、ふるい建物があれば、それはいつ頃のものでしょうか？
 - () 年
 - 戦後
 - 明治時代～戦前
 - 江戸時代～それ以前
- ⑦ 上記の件について、具体的にご相談させていただきたい場合、ご連絡さしあげてよろしいでしょうか。
 - いつでも連絡してよい。
 - (土日・夜間)なら連絡がつくと思う。
 - その他

通信欄

ご協力ありがとうございました。

愛知川町教育委員会 町史編さん室